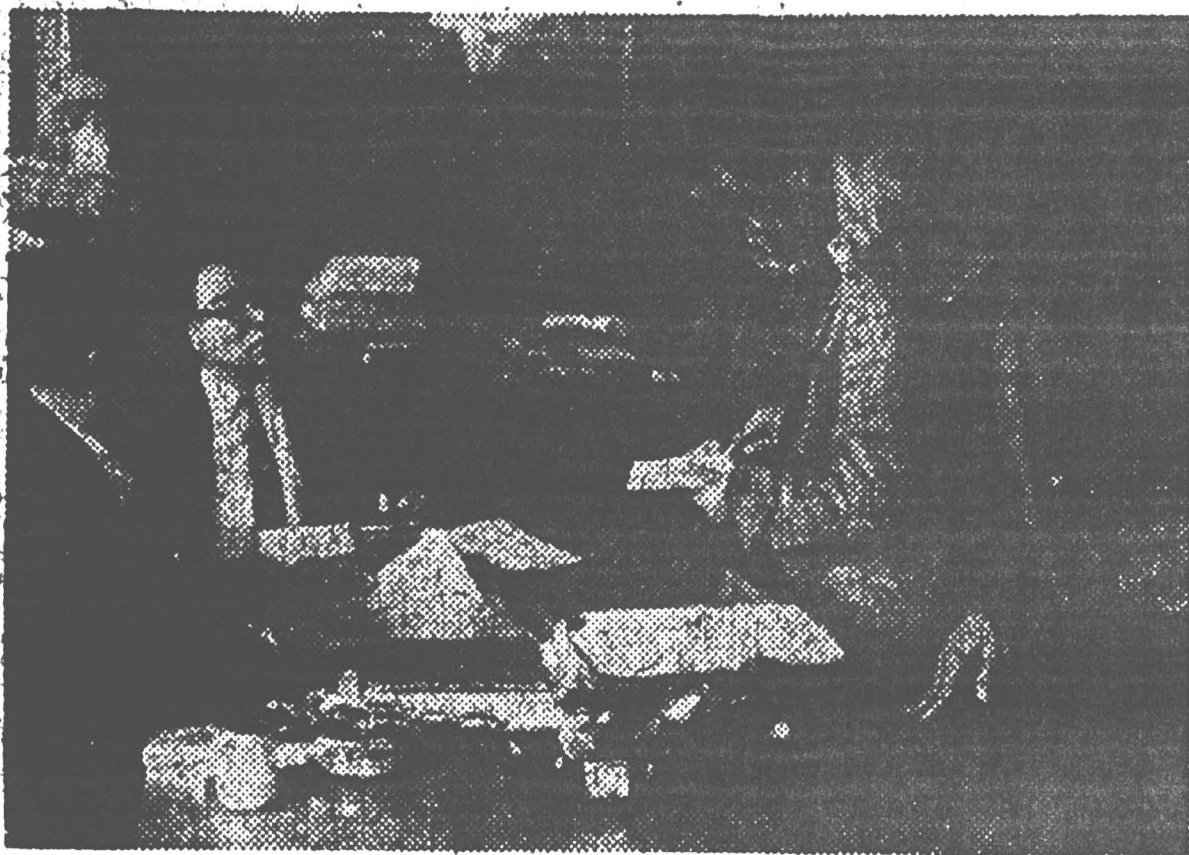




5万円を受け取る患者家族たち（右側）

五万円ずつ貸出し

水俣市から 水俣病患者家族に

水俣病患者家庭の訴訟派、新認定患者など二十九人に二十五日、水俣市から生活資金一人当たり五万円が貸し出された。

訴訟派（渡辺栄蔵代表）が一昨年から要求し続けていたもので、当初「訴訟援助のため」との要求理由であったため、論議を呼んだことがあるが、今回は年末の生活

資金ということで実現した。無利子で償還期限はチツソからの補償金が出てから十日以内になっている。

患者家族たちはそれぞれ現金五万円を受け取り「患者の好きなものを買ってやります」と語っていた。